資料1－2

平成20年6月27日
厚生労働省・総務省

年金記録問題への対応の今後の道筋（概要）

Ⅰ　これまでの取組

（1）　年金記録問題については、これまで、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ、本年1月24日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題に関する今後の対応」等に沿って、一連の取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

①　本年3月までに、基礎年金番号に未統合の「5千万件の記録」と「受給者3千万人・加入者7千万人の記録」とをコンピュータ上で突合せした結果、記録が結び付く可能性がある1，030万人の方々へ「ねんきん特別便」（「名寄せ特別便」）を送付し、その後、未回答者、「訂正なし」と回答した方等へのフォローアップ対策を推進。また、4月以降、年金受給者3，396万人の方に「ねんきん特別便」（「全員特別便」）を5月末までに送付。6月からは、すべての加入者（6，200万人）の方へ全員特別便を送付中。

なお、名寄せ特別便の実施に当たっては、

・　加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封する
・　相談の際結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供する
・　「訂正なし」と回答された受給者の方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する

といった丁寧な対応を行ってきた。

②　並行して、未統合記録のうち、3月までのコンピュータ上の突合せなどでは記録の内容が解明できず、更に解明を進めることが必要な記録について、住基ネット等を活用したコンピュータ上の調査等の解明作業を実施。

③　「年金記録確認第三者委員会」については、段階的な体制強化等により審議を促進。

④　コンピュータ記録と紙台帳（マイクロフィルムを含む）との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を行い、優先順位や効率的な実施方法等の検討を進めてきた。

（2）　これらの取組の結果、これまでに、

・　「名寄せ特別便」に対し、受給者238万人（お送りした方の8割近

く)、加入者321万人(4割強)の計559万人の方から回答をいただいた(そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者は当初の1割強から約3割に割合が上昇しており、加入者は約7割となっている)

・ 「全員特別便」に対し、1，459万人(5割近く)の受給者の方から回答をいただいた

・ 平成18年6月からの統合済み記録は、619万件(そのうち「名寄せ特別便」の送付対象である記録は、145万件)まで増加

・ 今後解明を進める記録等は、1，618万件まで減少

・ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、本年1月の730件から5月には3，304件(4．5倍)に増加

など、着実に進展している。

Ⅱ 今後の対応の基本的考え方

(1) 以上の経過等を踏まえ、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ等に沿って、以下の対応を柱とし、引き続き、国民の方々の年金記録を正しいものとしていく取組を着実に進める。

① 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取組の展開

「ねんきん特別便」は、1億人の方々お一人お一人に記録を確認いただくものであり、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組である。

この年金記録を確認いただくための取組について、郵送・電話・訪問・巡回等によるきめ細やかなフォローアップの取組に全力を尽くす。様々な機関・団体等の御協力もいただきながら、

・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、平成20年度中に集中的に取り組む。

・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、平成21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

② 記録の内容に応じた解明作業の実施

①と並行して、住基ネットや届出いただいた旧姓等を活用した様々な方法による記録の内容に応じた解明作業を、引き続き、平成20年度中に集中的に実施する。

③ 国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

「ねんきん特別便」に引き続き、平成21年度からの「ねんきん定期便」の送付、インターネットによる年金記録照会サービスの年金受給者への拡大、「社会保障カード」（仮称）の導入に向けた検討、紙台帳の電子画像データ検索システムの整備等により、国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備を行う。

④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

③の電子画像データ検索システムを活用し、平成22～23年度を集中受付期間として、受給者・加入者のお申し出に応じてコンピュータ記録と紙台帳（マイクロフィルムを含む）との突合せを徹底的に実施する。また、その状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

（2） 以上の取組を着実に進めることにより、基礎年金番号への未統合記録の統合・解明及び年金記録の正確性の点検を進め、国民の方々が自らの年金記録に不安を持つことのない状況となることを目指す。

Ⅲ 具体的対応

（1）「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

ア 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

○ これまで、4月に高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、5月に経済団体・労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、5月から6月に各地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置する等により、関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・広報を推進してきたところ。

○ 今後、引き続き、これらを通じて、年金記録の確認に御協力いただくための呼びかけを徹底して進めるとともに、多くの関係機関・団体等の御協力の下、高齢者等が参加するイベントや特別養護老人ホーム等への巡回、サラリーマン・自営業者・専業主婦・学生等への回答の呼びかけなど、受給者・加入者の方々の様々な状況に応じたきめ細やかな取組を地域ごとに展開する。

イ 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底等

（ア）「名寄せ特別便」に確実に回答いただくための対応

① 年金受給者

○ 「訂正なし」と回答した方には、電話・訪問により結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を本年1月より実施してきたところであるが、今後、内容からみてご本人の記録である可能性がある「期間重複がない方全体」に対象を拡大した上で、平成20年度中に計画的に実施する。

※「フォローアップ照会」（従来の入念照会）の対象者

現 行 ； 期間重複がなく、かつ、名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方（一次名寄せ対象者）

拡大後； 期間重複がない方（一次名寄せ対象者）全体

○ 未回答の方には、2回の「回答のお願い」の送付（1回目は本年4月下旬～6月中旬に実施済）等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方については、平成20年度中に「フォローアップ照会」を計画的に実施する。

② 加入者

○ 未回答の方には、2回の「回答のお願い」の送付（1回目は6月中・下旬に実施済）等を行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から開始する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。

特に、記録が結びつく可能性がある方には、「訂正なし」と回答した方も含め、結びつく可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封する。

（イ）「全員特別便」の確実な送付及び回答のための対応

① 年金受給者

○ 未回答の方には、きめ細やかな回答の呼びかけを繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年2月から3月に「回答のお願い」を送付する。

② 加入者

○ 未回答の方には、きめ細やかな回答の呼びかけを繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、「ねんきん定期便」に注意喚起の文書を同封する。

○ 協力事業所に勤務する方（第2号被保険者の約55％）には、事業所経由で送付し、確実にお届けするとともに、回収について

も、原則として協力事業所経由で実施する。

ウ 「ねんきん特別便」等の周知・広報の展開と相談の充実

（ア）「ねんきん特別便」に関する周知・広報の展開

○ テレビ・新聞等の多様な媒体による政府広報やインターネット等により、「ねんきん特別便」への回答の呼びかけを引き続き定期的・効果的に実施する。

○ 各府省庁、地方公共団体、関係機関等の協力による広報誌・ホームページ等での周知・広報を引き続き推進する。

（イ） 相談の充実

① 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

○ 専用窓口での対応、職員の窓口への機動的配置・職員総出による対応、交通の便が悪い地域等における巡回相談等を引き続き推進する。

○ 引き続き、相談需要の程度等を踏まえ、状況に応じ、社会保険事務所の相談窓口の土日開庁日を拡充する。

○ 社会保険事務所の窓口でご本人のものと特定される年金記録が判明した場合の年金見込額の試算・ご本人への交付を引き続き実施する。

○ 年金記録の円滑な確認に資することができるよう、社会保険事務所等に、各人が職歴・転居歴・氏名変更歴等を思い出しながら記載する履歴整理表を備え付け、ホームページにも掲載する。

② 電話相談の拡充

○ 電話相談の需要に応じた体制の拡充を引き続き図るとともに、オペレーターの応答技能の向上等の取組を進める。

③ 市町村、事業主、労働組合、社会保険労務士、社会保険委員、国民年金委員等の御協力による身近な相談の展開

④ 窓口装置（WM）の増設

○ これまでに、社会保険事務所等の相談体制の整備等のため、緊急配備分も含め約6，000台の増設を行ってきたところであるが、今後更に、「全員特別便」対応のため、1，735台の新規調達を実施して、社会保険事務所、市町村、社会保険労務士会等へ配備し、相談体制を拡充する。（平成20年6月下旬から）

（2）「今後解明を進める記録」等の解明・統合の実施

○　引き続き、「ねんきん特別便」による年金記録の確認と並行し、平成20年度中に集中的・計画的に実施する。

・「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査を進め、記録の持ち主である可能性があることが判明した方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく（平成20年7月～9月末）

・　住基ネットでの調査を進め、「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、年金受給に結び付くと思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく（平成20年6月末～7月末）

・　旧姓履歴データを活用した調査により、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」を特定し、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく

（平成20年12月～平成21年3月末目途）

・　住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、払出簿等により「転記・入力ミスの記録」の補正を行い、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく

（平成20年7月～平成21年3月末目途）　　など

○　平成20年度に上記の各種解明作業を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所（厚生年金）や過去の住所の所属する市町村（国民年金）への照会を通じ、解明・統合等を行うことに関し検討する。

（3）　年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

ア　「ねんきん定期便」の適切な実施

○　平成21年4月から、国民年金・厚生年金保険のすべての加入者の方に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に送付する。

○　年金加入期間、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額、年金加入履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日）、直近1年分（平成21年4月から一年間及びその後も節目年齢時（35歳・45歳・58歳）は、すべての期間）の標準報酬月額（厚生年金）・保険料納付状況（国民年金）を通知する。

イ　インターネットによる記録照会

○　平成18年3月より実施しているインターネットによる記録照会サービスの対象者を加入者から受給者にも拡大し、過去のすべての標準報酬月額・保険料納付状況等を確認できるようにする。

（平成20年度）

ウ　紙台帳ファイルの電子画像データ検索システムの構築

○　厚生年金保険名簿等及び市町村国民年金名簿等について、電子画像ファイル化するとともに、手帳記号番号により画像検索ができるシステムの構築を行い、同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにする。

（平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備）

（4）コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

○　8億件超に上る紙台帳とコンピュータ記録との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を踏まえ、実効性・効率性を考慮しながら進める。

○　厚生年金保険名簿等及び市町村国民年金名簿等

・　これらの紙台帳は個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要していること等から、上記の画像データ検索システムの構築等の基盤整備を実施する。

（平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備）

・　平成22年度～23年度を集中受付期間として、上記システムを活用し、記録確認のお申し出のあった受給者・加入者について突合せを徹底的に実施する。

突合せに当たっては、名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、他の書類の確認等により慎重に作業を行い、最終的にはご本人に確認を行う。

受給者からの記録確認のお申し出の状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

○　国民年金特殊台帳

・　複雑で特殊な記録である国民年金特殊台帳については、平成20年度中に突合せを計画的に実施する。

（5）標準報酬等の遡及訂正事案への対応

○　あっせん事案等への対応

年金記録確認第三者委員会あっせん事案等の調査を引き続き進めるとともに、外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案に係る内容の分析及び遡及訂正理由等の調査を行う。

○　あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方の事案への対応

あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。

（6） 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

○　これまでに、年金記録確認第三者委員会の体制強化、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進等により、審議の迅速化を図ってきたところであり、月間処理件数も本年1月に比べ5月には約4．5倍の3，304件に増加しているところである。

○　引き続き、これらにより審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案（49，897件）については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。